特別入院料について

当院では、入院期間が１８０日を超える患者さんの入院基本料等が減額されて「保険外併用療養費」として取扱われ差額徴収の対象となることから、病院局告示第１号の定めにより、差額分として

１日につき２，３９０円

（平成３０年４月から）

を、ご負担いただきます。

茨城県立中央病院